令和8年 年末の交通安全県民運動

実施要綱

実施期間 12月1日(火)▶12月10日(木)

スローガン

譲り合い
ハンドル越しの
思いやり

重点

- 飲酒運転等の悪質危険な運転の根絶
- 歩行者の安全な道路横断の実践と反射材の着用促進
- 高齢運転者の交通事故防止



交通安全啓発図画コンクール最優秀作品(令和7年度知事賞)
島原市立第一中学校3年(当時)
種村 翔瑛さんの作品

特別広報

「横断歩道「止まらんば運動」」及び「安全横断「手のひら運動」」の推進

主唱 長崎県交通安全推進県民協議会

運動の目　的

本運動は、県民一人一人に交通安全思想の普及・浸透を図り、交通ルールの遵守と正しい交通マナーの実践を習慣づけることにより、県民全体で交通事故防止に取り組むことを目的とします。

重点1　飲酒運転等の悪質危険な運転の根絶

飲酒運転や「ながらスマホ」などの悪質性・危険性を呼び掛け、悪質・危険な運転を「しない・させない・許さない」という意識の確立を図るため、次の事項を推進します。

運転者



- 飲酒運転は犯罪であり、刑事罰・行政罰を受けるだけでなく交通事故を起こしたときには、民事上も厳しい責任を負うことを自覚して「飲酒運転は絶対にしない」という強い気持ちを持ちましょう。
- 飲酒して一定時間が経過しても、体内にアルコールが残っていれば酒気帯び状態となりますので、お酒を飲むときは運転予定を考慮し、飲酒時間や飲酒量に注意しましょう。
- 心に余裕をもって運転に集中し、スマートフォンを操作するなどの危険な「ながらスマホ」や、イライラして他人を威嚇するような妨害運転（「あおり運転」）は絶対にやめましょう。



家庭、学校、地域、職場

- 日頃から、飲酒運転や「ながらスマホ」などの悪質性や危険性を話題にして、悪質危険な運転を絶対に許さない環境作りに努めましょう。
- 飲酒運転をしない・させないための検討会の開催、運転開始前・終了後のアルコールチェッカーによる確認など、飲酒運転を未然に防止する環境を整備し、飲酒運転の根絶に取り組みましょう。
- 交通事故や交通上のトラブルを防止するため、ドライブレコーダーの設置を検討しましょう。

関係機関・団体



- ハンドルキーパー運動とは、自動車で仲間と飲食店などに行き飲酒する場合、飲酒しない人（ハンドルキーパー）を決め、その人が仲間を自宅まで送り届けるというものです。
- 「ハンドルキーパー運動」を推進し、運転者への「酒類提供・車両提供の禁止」や「飲酒運転車両への同乗禁止」を呼び掛けましょう。

飲酒運転の危険性

アルコールは麻痺作用があり、飲酒時には安全運転に必要な情報処理能力、注意力、判断力などが低下している状態になります。**飲酒運転の死亡事故率**は、飲酒なしの**約6.9倍**であり、死亡事故につながる危険性が極めて高くなっています。（令和７年・警察庁資料）

重点2 歩行者の安全な道路横断の実践と反射材の着用促進

横断歩道は歩行者が優先ですが、横断しようとする歩行者がいるにもかかわらず停止しない車両が見受けられるなど、運転者の歩行者保護意識は十分に浸透しているとは言えません。

また、歩行者はきちんと横断歩道を利用したり反射材を着用したりするなど、自分の身を守る行動をとることが重要です。

運転者の歩行者保護意識と歩行者の自分の身を守るという意識の向上を図るため、次の事項を推進します。

歩行者



- 道路を横断するときは近くの横断歩道を利用し、運転者に「手のひら」を示して横断の意思を伝える**「安全横断「手のひら運動」」**を実践しましょう。
- 歩行者の横断が禁止されている場所では横断しないなど、歩行者に関するルールをしっかり守りましょう。
- 横断が禁止されている場所以外でも、交通量が多い道路、カーブで先の見通しが悪い場所、夜間の暗い場所などでは横断しないようにしましょう。
- 反射材用品は、夕暮れ時や夜間だけでなく、日中も視認性を高めます。反射材用品やライトを使用し、運転者にあなたの存在を効果的にアピールして、自分の身を守りましょう。

運転者

- 横断歩道において、横断中または横断しようとする歩行者がいるときは、その横断歩道手前で必ず一時停止して、歩行者に道を譲る**「横断歩道「止まらんば運動」」**を実践しましょう。
- 夕暮れ時は早めのライト点灯を行い、夜間はライトの上向き下向きのこまめな切り替えを徹底し、歩行者の早期発見に努めましょう。

生活道路の安全確保！

令和８年９月１日から
生活道路の法定速度が
引き下げられています。

60km/h → 30km/h

※「生活道路」とは、主に地域住民の日常生活に利用されるような中央線がない道路のことです。

家庭、学校、地域、職場、関係機関等

- こどもや高齢者が多く通行する地域では、交差点などでの歩行者の保護・誘導活動を徹底し、安全な通行を確保しましょう。
- 夜間外出時には、反射材を着用したり明るい目立つ服装にしたりするなど、自分の身を守る行動を呼び掛けましょう。

～信号機のない横断歩道における車の一時停止率～

JAFの令和7年調査によると、信号機のない横断歩道で歩行者が渡ろうとしている場面において、一時停止した車の割合は「50.6%」でした。つまり、**約5割の車が停止していない**ことになり、歩行者保護に対する意識のさらなる向上が求められています。

◆ 歩行者のルール・・・横断が禁止されている場所等 ◆

- 横断歩道外横断



- 車両の直前直後横断



- 歩行者横断禁止場所横断



- 斜め横断



重点3 高齢運転者の交通事故防止

社会全体の高齢化に伴い、運転免許人口に占める高齢者の割合や、交通事故件数全体に占める高齢運転者の割合は年々増加しています。
高齢運転者による交通事故の発生を未然に防止するため、次の事項を推進します。

高齢運転者



- 日頃から自分の運転を振り返り、客観的に見て危険な運転をしていないか確認するよう心掛けましょう。
- 加齢による身体機能の低下を認識し、体調不良時は運転を控えましょう。
- 自分の身体機能・環境に合わせ、「近所だけ運転する」「暗くなったら運転しない」など、自分自身の運転ルールを設定しましょう。
- 運転を続ける必要がある高齢運転者は、安全運転サポート車（サポカー）の購入や後付けの踏み間違い防止装置の取り付けなどを検討しましょう。
- 自分の運転に不安を感じたら、家族や安全運転相談窓口（安全運転相談ダイヤル「＃８０８０」）に相談するなどして、運転免許の自主返納も検討しましょう。

家庭・地域・職場



- 高齢運転者の加齢に伴う身体機能の変化について理解を深め、家庭や地域で安全運転を支える環境づくりに努めましょう。
- 高齢運転者が体調不良や疲労を感じているときは運転を控えるよう、家族や周囲から積極的に声掛けを行いましょう。
- 高齢運転者の運転に不安が見受けられる場合は、家族や周囲で運転について話し合う機会を設けましょう。

関係機関・団体

- 高齢者の交通事故実態を踏まえて、参加・体験・実践型の交通安全教室や、高齢者宅訪問活動などによる交通安全指導を推進しましょう。
- 高齢者の安全で安心な移動環境を確保するため、公共交通利用支援や移動支援制度等の周知を含めた広報啓発を推進しましょう。

～運転免許証の自主返納～

運転に不安を感じるようになったときは、運転免許証の返納を検討するタイミングです。
令和７年中には、全国で約 43 万 5,000 件の自主返納が行われています。（警察庁資料）

県内統一行事

12月 1日(火) 12月10日(木)	街頭指導活動・ 広報活動強化の日	登下校指導、こども・高齢歩行者の道路横断時の保護誘導などの街頭指導を強化します。 また、交通安全意識向上のための呼び掛けを強化します。
12月 4日(金)	飲酒運転根絶強化の日	飲酒運転の根絶に向けた啓発活動を推進します。

令和８年長崎県交通安全年間スローガン

守ろう交通ルール　高めよう交通マナー